

令和5年5月2日

保護者 様

玉野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症への対応について

平素から、本市の学校教育にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。保護者の皆様には、感染拡大防止対策を講じながらの学校教育活動の充実や感染防止対策に向けた家庭での取組等にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に5類感染症に移行されることになり、今後の学校教育活動については、国や県の方針に準じて、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿った対応となります。

基本的な対応については下記のとおりとなりますので、引き続きご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本市の新型コロナウイルス感染症への対応について、玉野市ホームページに「市長のメッセージ」及び「たまののコロナマナー」を掲載していますので、併せて、ご確認いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 基本的な方針

○感染状況が落ち着いている平時においても、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導を行いつつ、感染が流行している場合などは、必要に応じて感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続して取り組みます。

2 基本的な感染対策

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校を控え、自宅で休養することが重要です。
- 毎日の検温や健康観察表の提出は不要となりますが、登校前の健康状態の確認等引き続きお願いします。
- マスクの着用について
学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。
※マスクの着脱はそれぞれ理由や事情等があるので、学校においては、着用の有無による差別・偏見等がないよう指導します。

3 学校教育活動・学校行事等

- 学校教育活動や学校行事等の実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応します。
- 部活動は各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインも踏まえた活動となります。
- 給食等の食事をとる場面については、食事の前後の手洗いを徹底し、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意します。

4 その他

【出席停止について】

- 児童生徒本人の感染が判明した場合や、感染している疑いがある場合、感染する恐れがある場合等は出席停止の対応となります。
- ※出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」が基準となります。（発症した日を0日として翌日から5日間、かつ症状が軽快した翌日まで）

【臨時休業について】

- 学校において感染者が発生した場合、学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖等臨時休業については、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医の助言等を踏まえて、学校と市教育委員会で判断することとなります。

<学級閉鎖>

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

- ①同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②その他、必要と判断した場合

- ※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。
- ※ 「複数」としているのは、単に人数だけで判断するものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点で判断を行うからです。同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の中で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行いません。